

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

本募集要項は現在の市の考え方をまとめ、サウンディング調査用に作成したものです。そのため、サウンディング調査を踏まえ、実際の募集時に内容が異なる可能性があります。なお、変更が生じた場合でも公募前の事前周知はせず、かつ、個別のお問い合わせには一切お答えできません。募集時に設定する質問受付期間中にお問い合わせください。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

第 1 募集の趣旨

福生市では、昭和 30 年代から 40 年代にかけて学校教育系施設、昭和 50 年代からは社会教育系施設が集中的に整備され、その多くは老朽化が進み、今後耐用年数を迎え、大規模な改修や建替えなどの時期が到来している。また、高齢化や人口減少などによる社会構造の変化、環境への配慮、都市防災機能の見直しへの対応により、公共施設に対する社会的な需要も変化している。このため、ユニバーサルデザイン化や省エネルギー化、耐震化など、社会的に求められている水準に公共施設を改修していく必要がある。

これらの老朽化した施設への対策や経年劣化した設備機器の更新費用や光熱水費は、財政上大きな負担となるため、その具体的な対応が求められている。

また、市は、環境負荷の低減や地球温暖化対策の推進に率先して取り組むため、福生市環境基本計画第 3 期中期実施計画（令和 2 年度策定）を策定し、市有施設が排出する温室効果ガス排出量についても目標値を設定しており、地球温暖化防止のための施策を推進している。

これらのことから、省エネルギー化の推進、温室効果ガス排出量の削減、設備更新に係る財政負担の縮減及び光熱水費等の削減を図ることを目的として、民間事業者の資金やノウハウを活用した設計・施工・事業資金計画、運転管理指針及び維持管理等に関する一括提案に基づいて改修を行う ESCO（Energy Service Company）事業を福生市庁舎において導入する。

この「福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項」（以下「募集要項」という。）は、事業者を公募型プロポーザル方式で募集・選定をするための内容等を定めたものである。

市は、本募集にて応募があった ESCO 提案から、最も優れていると考えられる提案を選定し、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）と市は、施工に向けた設備等の発注・制作に取り組むための協定を締結するとともに、契約締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合、契約事業者（以下「事業者」という。）として市と契約（以下「ESCO 契約」という。）を締結する。

また、本募集要項の内容は最終契約の一部となるものとする。

第 2 事業概要

1 事業の名称

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業（以下「本事業」という。）

2 事業場所

福生市役所本庁舎（福生市本町 5 番地）

3 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）

4 事業内容

事業者は、市と締結する本事業契約に基づき、包括的エネルギーサービス（以下「ESCO サービス」という。）を市に提供するものとする。

（1）提供するサービス

事業者は、自ら行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」という。）を導入し、市と締結する ESCO 契約に基づき、契約期間内において、設備の運転管理、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスを提供するものとする。

（2）運転管理

事業者は、契約期間中において ESCO 設備及び市の既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者及び市は、善良なる管理者の注意義務をもって各々の運転管理を行うものとする。

（3）計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果及び市の利益を保証するものとする。

（4）ESCO 設備の取扱い

事業者の設置した ESCO 設備の所有権の引き渡し方法については、BTO 方式又は BOT 方式のいずれか、事業者の提案に基づき、市と協議のうえで決定するものとする。

5 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）省エネルギー改修及び老朽設備改修に関する設計、施工、施工管理及びその関連業務
- （2）設計及び工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務
- （3）省エネルギー改修に係る補助金等の活用が見込まれる提案を行う場合は、当該補助金等の申請手続き及びその関連業務

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

- (4) ESCO 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理指針の作成及びそれに基づく助言業務
- (5) ESCO 契約期間内における省エネルギー量及び温室効果ガス排出削減量の計測及び検証業務
- (6) ESCO 契約期間内におけるエネルギー削減に関する保証業務
- (7) ESCO 契約期間内における ESCO 設備及び事業内で改修した設備の維持管理業務
- (8) 詳細設計を踏まえた、本事業及び環境負荷の低減に関する説明資料の作成業務

6 契約期間等

以下のスケジュールで事業を行う。

項目	予定時期
優先交渉権者の決定	令和 5 年 8 月
ESCO 契約の締結	令和 5 年 10 月
設計・工事・試運転調整期間	契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日
ESCO サービス提供開始	令和 6 年 8 月 1 日

7 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ① 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合は、市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) ESCO 事業契約期間中の事業者と市の関わり

ESCO 事業は事業者の責により遂行され、市は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行うこととする。

(3) 市と事業者との責任分担

① 基本的考え方

ESCO 事業提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うことができる。

② 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として 5 頁【予想されるリスクと責任分担表】（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定し

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

たうえで事業提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとする。

8 事業の成立

本事業のプロポーザル審査（以下「本プロポーザル」という。）に基づく契約は解除条件付きであり、福生市議会において本事業予算に係る議案の可決を条件とし、制度上やむを得ず本事業が実施できなくなった場合には、契約が締結できないことがある。その場合、それまでに応募者が要した経費は応募者が負うものとする。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

【予想されるリスクと責任分担表】

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	ESCO 提案の低減が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税及び地方消費税の変更	○	
		上記以外の税に関するもの		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		施設建設に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	予定した補助金等が獲得できない場合	○	○
建設段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
	用地の確保	資材置場の確保	○	○
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可	○	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様書不適合（施工不良を含む）		○
	危険負担	引渡し前に工事目的物に関して生じた障害		○
引渡し前に工事に起因して施設に生じた障害			○	

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
支払関係	支払遅延・不能	市の責による、支払の遅延・不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
維持管理関係	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	合理的な理由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費の増大		○
	ESCO 設備の損傷	市の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
		上記以外のその他の原因による ESCO 設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する市の施設・設備の損傷		○
		上記以外のその他の原因による市の施設・設備の損傷	○	
	契約内容不適合の担保	ESCO 設備に関する契約内容不適合の担保責任（契約内容に適合しない契約不適合責任）		○
	危険負担	火災・天災・戦争などの不可抗力による市の施設（ESCO 設備以外）の損傷	○	
		火災・天災・戦争などの不可抗力による ESCO 設備の損傷	○	○
計測・検証	設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証関係	性能	要求仕様書不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○

第3 ESCO 事業スケジュール

1 事業者の募集方式

事業者の募集は、公募型プロポーザル方式により行う。参加申込希望者は、募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、募集要項と合わせて公表する別添資料など、次に示す資料一式を含めて、募集要項等とする。

なお、募集要項等と募集要項等に関する質問回答に相違がある場合は、質問回答を優先する。

【別添資料】

- ・別添資料1 施設概要
- ・別添資料2～4 様式集

2 日程

ESCO 事業は次の日程で行う。

項目	予定時期
① 募集要項等の公表	令和5年6月1日（木）
② 募集要項等に関する質問の受付	令和5年6月9日（金）まで
③ 募集要項等に関する質問への回答	令和5年6月15日（木）
④ 参加申込書及び資格確認書類の受付	令和5年6月16日（金）から 令和5年6月23日（金）まで
⑤ 応募者資格確認結果・提案要請書の通知	令和5年7月3日（月）
⑥ 現場ウォークスルー調査	令和5年7月5日（水）から 令和5年7月12日（水）まで
⑦ ウォークスルーを踏まえた質問の受付	令和5年7月14日（金）まで
⑧ ウォークスルーを踏まえた質問への回答	令和5年7月21日（金）
⑨ 提案書の受付	令和5年8月1日（火）から 令和5年8月8日（火）まで
⑩ プレゼンテーション及び審査	令和5年8月中旬
⑪ 最優秀及び優秀提案の選定→結果通知	令和5年9月上旬
⑫ 協定の締結	令和5年9月中旬
⑬ 詳細診断	令和5年10月中
⑭ ESCO 事業契約の締結	令和5年10月（予定）
⑮ 設計・工事	契約締結の日から 令和6年7月31日（水）まで
⑯ ESCO 事業サービス開始	令和6年8月1日（木）

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

3 ESCO 事業者募集の手続き

(1) 募集要項の公表

募集要項は、市公式ホームページに掲載する。

掲載日	令和5年6月1日（木）
-----	-------------

(2) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項に関する質問は、次のとおり行うものとする。

受付期間	令和5年6月1日（木）～令和5年6月9日（金）（必着）
質問方法	質問は1問につき質問書（様式第1号）1枚を使用し、事務局へ電子メールで提出すること。 E-mail：f-shisetsu@city.fussa.lg.jp ※電話・口頭・FAX・郵送での質問は受け付けない。 ※必ず事務局へ着信確認を行うこと。

(3) 募集要項等に関する質問への回答

募集要項に関する質問への回答は、次のとおり行うものとする。

なお、回答は募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

回答日	令和5年6月15日（木）
回答方法	市公式ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。 ※公表は、質問とその回答のみとし、企業名等は一切公表しない。 ※類似又は同趣旨の質問に関しては、一括で回答する。 ※意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがある。

(4) 参加申込書及び資格確認書類の受付

応募者は、次のとおり参加申込書及び資格確認書類を持参、若しくは郵送で提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

受付期間	令和5年6月16日（金）～令和5年6月23日（金） 持参の場合の受付時間は、土・日を除く午前9時から12時及び午後1時から5時までとする。
受付場所	福生市役所 第一棟5階 公共施設マネジメント課窓口
提出書類	「第7 参加申込時提出書類・作成要領」によるものとする。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

（５）応募者資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認は、提出された参加申込書等に基づき、応募者（グループの場合は全ての構成員）が募集要項に記載した参加資格要件を満たしているか確認する。資格確認の基準日は、参加申込の日とする。また、資格が確認された場合は、併せて提案要請書及び配布資料を送付する。

資格確認の結果は、令和５年７月３日（月）に市から応募者（代表者）に電子メールで通知する。

（６）現場ウォークスルー調査

市が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施する。運転管理上の図書類（台帳、その他）の閲覧は可能だが、貸出及び複写の依頼等は一切受け付けない。

実施日時については、資格確認結果通知に併せて通知する。

日時	令和５年７月５日（水）～令和５年７月１２日（水） 上記期間のうち、応募者（グループ）につき１日
場所	福生市庁舎
内容	現地視察及び資料説明

（７）現場ウォークスルー調査後の質問

現場ウォークスルー調査後の質問の受付及び回答は、次のとおり行うものとする。

なお、回答は募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

【質問】

受付期間	令和５年７月５日（水）～令和５年７月１４日（金）（必着）
質問方法	前記「（２）募集要項に関する質問の受付」と同様とする。

【回答】

回答日	令和５年７月２１日（金）
回答方法	前記「（３）募集要項に関する質問への回答」と同様とする。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

（８）ESCO 事業提案書の受付

提案要請書を交付された応募者は、現場ウォークスルー調査に参加した後、調査結果及び市が提供する「第 9 配布資料」に示す資料を基に「第 8 ESCO 事業提案提出書類・作成要領」に従い、ESCO 事業提案提出書類を作成し、持参又は郵送で提出することとする。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

受付期間	令和 5 年 8 月 1 日（火）～令和 5 年 8 月 8 日（火） 持参の場合の受付時間は、土・日を除く午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時までとする。
受付場所	福生市役所 第一棟 5 階 公共施設マネジメント課窓口
提出書類	「第 8 ESCO 事業提案提出書類・作成要領」によるものとする。

（９）プロポーザル結果の通知

審査は、提出書類及び応募者のプレゼンテーションに基づき審査する。

審査結果の通知方法は、次により行うものとする。

審査結果	令和 5 年 9 月上旬頃、応募者（グループの場合は代表構成員）へ、結果通知書を発送する。
結果の説明	審査結果について市に説明を求める場合は、令和 5 年 9 月 15 日（金）午後 5 時（必着）までに事務局へ、郵送、FAX、電子メール、持参にて申し出ること。 回答は文書により令和 5 年 9 月 29 日（金）までに行う。

（10）参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届（様式第 6 号）を 1 部、事務局に持参又は郵送で提出する。

第4 応募条件

1 応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。
- (2) 応募グループで応募する場合は、次の「2 応募者の役割」に記載する事業役割を担う代表者1社を代表構成員として選定すること。
- (3) 参加申込時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
なお、応募グループの構成員の数は任意とする。
- (4) 応募企業又は応募グループの代表構成員及び構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。
- (5) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に関する諸手続きを行う。
- (6) 本事業を実施するにあたり、本事業の実施のみを目的とした新たな会社を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、市と協議のうえで合意を得ること。また、その場合、市は、関連する資料を別途請求し、その資料に基づく審査を行う必要がある。
- (7) 既設設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

2 応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

役割	内容
事業役割	市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
設計役割	設計に関する業務及び施工監理に関する業務を全て実施する。
建設役割	建設に関する業務を全て実施する。
その他役割	上記以外の運転、金融、維持管理等に関する業務を各々実施する。

- (2) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に係る合意書を市に提出することとする。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業のうち1社を代表構成員とし、市との対応窓口とする。

3 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとして、これらの要件を満たす必要がある。

(1) 事業役割

事業役割を担う応募者は、省エネルギー保証を行う省エネルギー改修施工又は ESCO 事業の実績があること。また、エネルギー管理士の資格を持つ者が所属し、当該有資格者が本事業の担当者であるとともに、事業運営・維持管理の支援を円滑に行うための拠点を東京都内又は近県に有していること。

なお、事業役割を担う応募者が複数である場合は、少なくとも代表構成員が本要件を満たすこと。

(2) 設計役割

設計役割を担う応募者は、一級建築士及び設備一級建築士の資格を持つ者が所属し、当該有資格者が本事業の設計担当者であること。

(3) 建設役割

建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による電気、管工事及び機械器具設置に係る特定建設業の許可を受けた者であり、各業種に係る監理技術者資格を持つ者を専任で配置できること。また、経営事項審査総合評定値が電気及び管工事については 750 点、機械器具設置については 1000 点以上であること。

なお、建設役割を担う事業者は、同法第 19 条の 2 に基づく現場代理人、第 26 条に基づき監理技術者を選任すること。

4 応募者の制限

参加申込書の提出時点において、次に掲げるものは、応募企業又は応募グループの代表構成員及び構成員となることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(2) 建設業法第 28 条（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。

(3) 福生市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 12 月 7 日要綱第 35 号）に基づく、入札参加排除措置を受けている者。

(4) 福生市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者である者。

(5) 会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申し立てがなされている者。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- (9) 直近 3 事業年度の法人税、法人事業税、消費税又は地方税を滞納している者。
- (10) 次のいずれかの財務状況にある者。
 - ① 経常利益が、直近 3 事業年度連続でマイナス
 - ② 直近事業年度において債務超過
 - ③ 営業活動による営業キャッシュ・フローが、直近 3 事業年度連続でマイナス
- (11) 応募資格申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。

5 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い・著作権
 - ① 提出書類は返却しない。
 - ② 提出書類は、応募者に無断で審査以外の目的には使用しない。
 - ③ 提出書類に係る著作権は、各応募者に帰属する。ただし、市は、ESCO 提案審査のために必要な範囲で、提出書類の全部又は一部を使用又は複製できるものとする。
 - ④ 応募者が事業者となった場合、ESCO 契約締結時点において、その著作権は市に帰属するものとする。
- (3) 特許権
ESCO 事業提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料及び維持管理方法等を使用した結果、生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (4) 市からの提供資料の取扱い
市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 1 応募者の複数提案の禁止
1 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

(6) 1 者が複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときは、この限りではない。

(8) 提出書類の修正禁止

提出した書類の修正・変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明瞭な表示等があり、かつ市が変更を認めたときは、この限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は ESCO 事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とする。

第 5 ESCO 事業者の選定

1 審査委員会の設置

最優秀提案者の選定にあたり、市は、市職員等で構成する「福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会にて提案書等の審査・評価を行う。

なお、審査委員名は選定結果公表まで非公表とする。

2 参加資格審査（一次審査）

事務局は、応募者から提出された参加申込関係書類に基づき、応募者（グループの場合は全ての構成員）が実施要領に記載した参加資格要件を満たしているか確認する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が、6 者以上であった場合は、次の審査項目及び配点等に基づき書類審査を行い、得点の高い順に上位 5 者までを一次審査通過者とする。事務局は、条件を満たし、一次審査を通過した応募者に対して提案書の提出を文書で要請する。

【審査基準表】

審査項目		評価の視点	配点
ESCO 関連事業 実績	エネルギー削減保証等がある ESCO 契約件数	・ 確実なエネルギー削減 ・ 事業者の安定的な事業運営	30
	シェアード・セイビングス契約の件数	・ 安定的かつ適切な事業資金計画の達成	25
	対象建物全体の省エネルギー率	・ 高水準の省エネルギー化の達成	20
有資格 技術職員	設備設計一級建築士の有無	・ 本事業に適した技術職員の配置	15
	各役割の責任者業務実績	・ 各役割責任者の ESCO 事業の実績	10
合計			100

※合計点が同点の場合は、ESCO 関連事業実績の評価点が高い応募者を上位とする。

3 プレゼンテーション審査（二次審査）

一次審査通過者が提出した提案書等を対象に、審査委員会において、次頁の審査基準に示す審査項目及び配点等に基づき審査を行う。

また、審査の過程において、応募者による提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお、プレゼンテーション審査における各応募者の点数は、全審査委員の評価点の平均点とし、全審査委員の評価点の平均が 120 点に満たない提案は失格とする。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

【審査基準表】

1 環境面について（55点）

審査項目	配点				
	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
(1) 対象施設全体の省エネルギー率	25	20	15	10	5
省エネルギー効果の高さ					
(2) 温室効果ガス排出量の削減効果	10	8	6	4	2
温室効果ガスの削減効果の高さ					
(3) 環境面に配慮した設備更新	10	8	6	4	2
環境負荷低減に関する取組					
(4) NO _x 、SO _x 、ばい塵、騒音等の環境対策	10	8	6	4	2
工事期間中の騒音等対策、環境配慮					
計 (①)	点				

※NO_x：窒素酸化物 SO_x：硫黄酸化物

2 財政面について（50点）

審査項目	配点				
	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
(1) ESCO サービス料と光熱水費削減保証基準額の差	15	12	10	5	1
市の財政負担の抑制					
(2) 光熱水費の削減額（保証基準額）	15	12	10	5	1
市の財政負担の抑制					
(3) 資金調達計画への信頼性	10	8	6	4	2
応募者の経営状況、補助金の活用					
(4) 省エネルギー量、工事等経費の算出根拠の妥当性	10	8	6	4	2
ESCO サービス提供体制への信頼性					
計 (②)	点				

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

3 技術面について（55 点）

審査項目	配点				
	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
(1) 具体的、妥当性のある技術提案	20	15	10	5	1
応募者の技術やノウハウ					
(2) 必須更新機器以外の既存設備に対する更新等の独自提案	20	15	10	5	1
工期及び総事業費内での積極的な改修提案					
(3) 期限までの確実な施工完了	10	8	6	4	2
施工スケジュール管理体制、着実な事業実施					
(4) 維持管理、計測・検証、運転管理指針について 具体性、妥当性のある提案	15	12	10	5	1
ESCO サービス提供体制への信頼性					
計 (3)	点				

4 その他について（40 点）

審査項目	配点				
	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
(1) 市内事業者の積極的な活用	10	8	6	4	2
活用規模の大きさ及び多面的な活用					
(2) ESCO 事業の実績	10	8	6	4	2
安定的な事業実施					
(3) 施設の運営・業務への影響	10	8	6	4	2
工事施工等が施設の運営に支障をきたさないこと					
計 (4)	点				

総合計 (①+②+③+④) (200 点満点)	点
-------------------------	---

※複数の応募者の点数が同点の場合は、環境面評価点の平均点が高い応募者を上位とする。

環境面評価点の平均点も同点の場合は、技術面評価点の平均点が高い応募者を上位とする。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

4 プレゼンテーションの概要

プレゼンテーションの概要は、次のとおりとする。

なお、プレゼンテーションにあたっては、提案書類等で記載している以外の内容を提案することはできない。

(1) 出席者

プレゼンテーション審査の出席者については、参加申込書（様式第2号の1）又はグループ構成表（様式第3号の1）に記載の応募企業又は応募グループの中から、5名以内とする。

(2) 審査時間

1応募者あたり45分程度で行う。

なお、プレゼンテーション審査に関する場所・時間等の詳細については、プレゼンテーション審査の対象となった応募者に書面で通知する。

5 最優秀及び優秀提案者の選定と公表

審査委員会の審査結果を踏まえて、市として最も優れていると考えられる最優秀提案を1件及び順位を付してその他の優秀提案を選定する。

また、選定結果は、各応募者に個別に通知するほか、市公式ホームページにて公表する。公表内容は次のとおりとし、選定結果に対する異議等には一切応じない。

(1) 最優秀提案者

(2) 最優秀提案者の選定理由

6 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 「福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業提案募集要項」に違反すると認められる場合
- (5) 契約締結までに指名停止処分を受けた場合

7 詳細協議

最優秀提案者は優先交渉権者となり、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進めるものとする。なお、本協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。また、本協議と並行して、優先交渉権者は、施工に向けて設備等の発注・制作等に取り掛かるための協定を市と締結するとともに、設計に着手できるものとする。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の詳細協議を行う。

8 事業者の選定

市は、優先交渉権者と協議を行い、予算措置を含めて協議が整った場合、ESCO 契約を締結する。

9 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成するものとする。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が著しく異なる場合は、詳細協議を取りやめ、次点者との詳細協議を開始する場合がある。

10 契約に関する事項

（1）契約の手順

市と優先交渉権者は、優先交渉者から提出された包括的エネルギー管理計画書が市にて承認された場合、ESCO 事業契約締結のための手続きを行う。

（2）ESCO 事業契約の概要

① 締結時期

令和 5 年 10 月（予定）

② 契約の概要

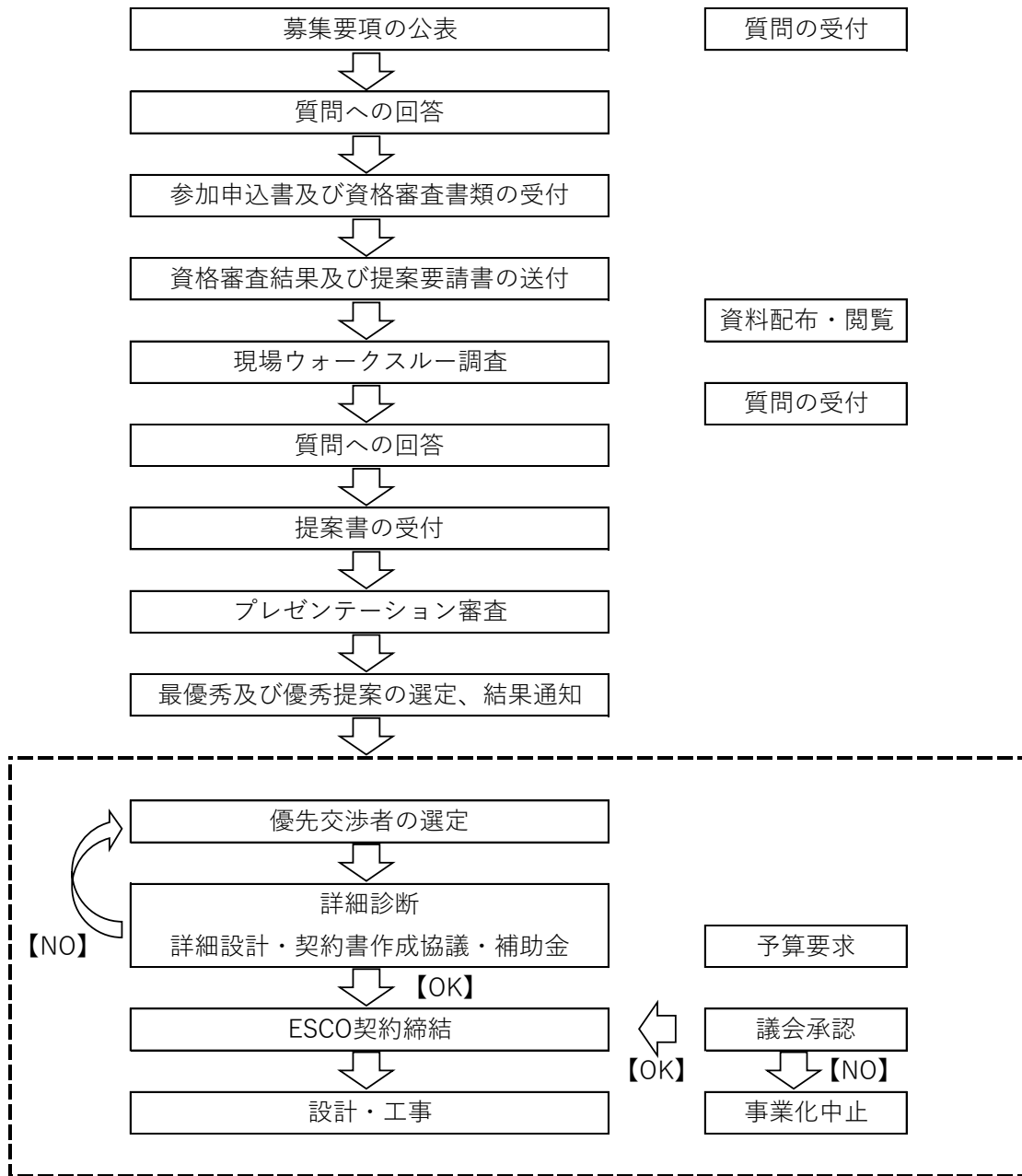
募集要項及び包括的エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容のほか、省エネルギー保証量、支払方法等を定めるものとする。

また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

11 契約の成立

本プロポーザルは、最優秀提案者を選定するものであり、契約を約するものではない。市は、契約の成立に向けて誠実に対応するが、契約の成立には、契約に関する予算等の福生市議会における議決を要することから、契約に至らなかった場合、市はその損害賠償の責は負わない。

12 ESCO 契約までの流れ



第6 提示条件

応募者は、次に提示する条件に基づき、ESCO 事業提案提出書類を作成するものとする。

1 環境負荷の低減に関する条件

次の全ての条件を満たすこと

省エネルギー率	10% 996GJ/年（一次エネルギー換算）以上
温室効果ガス排出削減率	10% 38,835 kg-CO ₂ /年以上
光熱水費削減額	3,000,000 円/年以上

※別添資料1「施設概要」参照

2 ESCO サービス料の上限額

ESCO サービス料の上限額は、総額 500,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
（年間 50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。））とする。

3 提案に関する事項

(1) 必須更新設備

次の改修必須設備は必ず改修すること。なお、改修の手法及び改修後の設備の種類・性能等は、応募者の提案によるものとする。また、改修希望設備や記載のない設備等についても、事業費総額の限度内及び工期内において改修が見込めるものについては、積極的に提案を行うこと。（設備詳細は、「別添資料1 施設概要」を参照）

【必須更新設備】

- ① 空調設備更新
- ② 照明器具の高効率化（LED化）
- ③ 火災受信機更新

(2) 市内事業者の積極的な活用を図ること。

(3) 事業者の設置した ESCO 設備の所有権の引き渡し方法については、BTO 方式又は BOT 方式のいずれか、事業費総額の限度内において、より効果的と考えられる方法について提案を行うこと。

4 事業の遂行

- (1) 令和6年7月末までに試運転調整を含む改修工事等サービスを完了させ、令和6年8月1日から ESCO サービス提供を開始できる提案とすること。また、提案書類の中で、施工スケジュールを明記すること。
- (2) 2頁「第2 事業概要 - 5 業務の範囲」に示す業務を確実にすること。

5 事業資金計画等

(1) 事業者は、提案する省エネルギー改修に要する費用の全額を負担し、市は、地方自治

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により、債務負担行為を設定し、本事業に必要な ESCO サービス料を ESCO 契約期間にわたり均等の金額を毎年度、支払うものとする。

- (2) 優先交渉権者は、省エネルギー改修に係る補助金の申請に関する手続きを市と協議のうえ行うものとする。なお、補助金が獲得できない場合であっても、事業は実施するものとする。
- (3) ESCO 設備の所有権の引渡方法について、BOT 方式を採用する場合は、事業者の所有する設備に係る固定資産税は非課税とする。

6 設計・施工に関する事項

- (1) 別添資料 1「施設概要」のほか、32 頁「第 9 配布資料」に示される資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修施工費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とする。
- (2) 施設の運営に支障のない提案とすること。また、改修施工にあたっては、施設利用時間や施設利用者の動線に配慮した計画とすること。
- (3) 設計・施工のための閉庁日は、原則として設定しないものとする。

7 ベースライン及び削減保証額の設定

- (1) ベースラインの設定
 - ① 応募者は、市から提供される過去 3 年間のエネルギー使用量及び光熱水費の単純平均値（以下、「エネルギーベースライン」という。）を改修計画の基礎となる応募時ベースラインとすること。
 - ② 優先交渉権者は、詳細診断を基にした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりエネルギーベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等（以下「エネルギーベースライン変動要因」という。）によりエネルギーベースラインが変動することから、エネルギーベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、市の承諾を得ること。
- (2) 光熱水費削減予定額及び光熱水費削減保証額の設定
 - ① 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「光熱水費削減予定額」とする。

なお、計算に用いる光熱水費単価は、別添資料 1「施設概要」の（9）エネルギーベースラインのとおりとする。ただし、エネルギー供給源の変更やエネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単価とする。光熱水費単価は、全て税込みとし、算出根拠を明示すること。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

- ② 応募者は、光熱水費削減予定額の範囲内で、最低限保証する保証の内容を示すこととし、これを「光熱水費削減保証額」とする。なお、削減保証額は、光熱水費削減予定額の 80%以上とすること。

8 ESCO サービス料の支払い等

(1) ESCO サービス料支払期間

ESCO サービス提供開始から 10 年間とする。

(2) 支払方法

- ① ESCO 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、月払いとする。
- ② 市は、当該年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払う。
- ③ 事業者は、次に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに市に請求書を送付するものとする。

- ・当該年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果が、未達の場合は、ESCO 契約により取り決めた金額において、事業者が市へ補償料を支払うものとする。
- ・事業者の申し出を受け、エネルギーベースラインの見直しに係る要件に該当することを市が妥当と判断した場合は、上記の限りではない。

- ④ 支払いは、市の通常の方法によるものとする。
- ⑤ ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、ESCO 契約において定めるものとする。

(3) ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービスの総支払額は（消費税及び地方消費税を含む。）は、ESCO 契約期間中の次に示す元金相当費用と、金利及び事業者の利益を加えた額とする。

なお、提案から契約締結及び契約期間中に物価や金利等に著しい変動が生じた場合は、市と事業者が協議のうえ、サービス料を見直すことができるものとする。

【元金相当費用】

- ① 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画の作成及びその関連業務にかかる費用
- ② 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる設計費用
- ③ ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理にかかる費用
- ④ 計測・検証用計測機器設置等にかかる費用
- ⑤ 既存設備以外の新たに導入した設備に関する保守にかかる費用
- ⑥ 契約にかかる費用（印紙代は事業者負担とする。）
- ⑦ その他、本事業に伴う諸経費（必要な調査費用等）

【金利の算出方法】

- ① 金利は、応募者の提案によるものとする。
- ② 固定金利で、商取引上妥当な値であること。

(4) 光熱水費削減保証とエネルギーベースラインの調整方法

- ① 当該年度の光熱水費のエネルギーベースラインが包括的エネルギー管理計画書に定めるエネルギーベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申出を受けた市が妥当と判断した場合に、エネルギーベースラインの調整を行い、改めて市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。
- ② エネルギーベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととする。
なお、エネルギーベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、市との協議により承諾を受けなければならない。

(5) ESCO 事業サービス料に係る債権の取扱い

ESCO 事業サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。ただし、あらかじめ市の承認を受けたときはこの限りではない。

9 運転及び維持管理に関する事項

(1) 運転管理指針の作成について

- ① 事業者は、ESCO 設備及び市の既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとする。
- ② 事業者及び市は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、ESCO 設備に関しては ESCO 事業者が、既存設備に関しては市が、運転管理を行うものとする。
- ③ 事業者は、既存設備に関する運転状況を市了承のもと、必要に応じて調査し、市の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、市に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者はより効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

(2) ESCO 設備の維持管理について

- ① 事業者は、市に ESCO 設備及び維持管理対象設備の「維持管理計画書（案）」を提出し、市は、その計画書を基に「維持管理計画」を決定し、ESCO 設備の必要な維持管理を行うものとする。
- ② 事業者は、ESCO 設備の維持管理状況について、毎年度、市に報告すること。市は、維持管理が計画通りでなく、又は不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

- ③ 事業者は、ESCO サービス開始までの間についても、施設運営に支障がないように維持管理するものとし、この際の維持管理にかかる経費は、事業者の負担とする。

10 計測・検証に関する事項

- (1) 事業者は、提案により示した省エネルギー率、温室効果ガス排出削減率、光熱水費削減額及び削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を市に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。
- (2) 事業者は、計測・検証結果を毎年度、市に報告し、市はそれを確認する。
- (3) 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、市は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができる。その結果、事業者によるものと著しく異なり、また、その原因が事業者の責に帰すべき理由によるものであった場合、市が計測・検証に要した費用は、事業者の負担とする。

11 その他

本募集要項に定めることのほか、ESCO 事業提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、その都度応募者に通知する。

第 7 参加申込時提出書類・作成要領

1 作成要領

- (1) 次項「2 参加申込時の提出書類」に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 1 部提出することとする。
- (2) ファイルの表紙・背表紙には「福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業参加申込関連書類」及び「応募者名」を記載すること。

2 参加申込時の提出書類

- (1) 参加申込書（様式第 2 号の 1）
グループでの参加の場合は、代表企業名で作成し提出することとする。
- (2) 委任状（様式第 2 号の 2）
代理人を選任しない場合は提出不要。
- (3) グループ構成表（様式第 3 号の 1）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすることとする。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付することとする。
また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出することとする。
- (4) 履行保証書（様式第 3 号の 2）
事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。
- (5) 印鑑証明書（写し可）
所管法務局発行の証明書で、申込日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。
- (6) 商業登記簿謄本（写し可）
現に効力を有する部分の謄本で申込日前 3 カ月以内に発行されたものを綴じたもの。
- (7) 納税証明書（写し可）
最新決算年度の確定申告分の法人税及び法人事業税の納税証明書を各 1 通ずつ綴じたものとし、事務所が複数個所ある場合は、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出することとする。
- (8) 財務諸表（写し可）
直近の決算年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表、監査証明を綴じたもの。
また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

会社の財務諸表も添付することとする。

(9) 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

① 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）

② 企業状況表（様式第4号の1）

③ 有資格技術職員内訳表（様式第4号の2）

④ 各役割責任者の業務実績表（様式第4号の3）

※ その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付することとする。なお、様式を使用しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(10) 福生市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式第4号の4）

福生市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(11) ESCO 関連事業実績（様式第5号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出することとする。なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができる。

事業件名	契約書上の正確な名称を記載すること。
発注者	発注者名を記入すること
受注形態	単独又はグループの別を記入すること
契約年月日	契約締結日を記入すること
契約期間	契約始期及び終期を記入すること
契約金額	消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
施設概要	施設の主な用途、構造、規模面接、改修工事完了年月を記入すること
主な契約内容	対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

(12) 各資格者免許証の写し

総括責任者及び主任技術者については、資格免許証（表・裏）の写しを提出することとする。

(13) 特定建設業の許可証明書（写し可）

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出することとする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示することとする。

(14) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

建設役割会社における監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写しを提出することとする。

※（１）～（１２）については構成員全て、（１３）及び（１４）は建設役割が提出することとする。

第 8 ESCO 事業提案提出書類・作成要領

1 作成要領

- (1) 提案書提出届（様式第 7 号）により提出書類の構成を示したうえで、次項「2 ESCO 事業提案時の提出書類」に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 10 部提出することとする。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに織り込むこととする。
- (2) ファイルの表紙・背表紙には「福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業提案内容審査書類」と記載すること。なお、正本 1 部のみ、ファイルの表紙に応募者名を記載し、副本 9 部については、応募者が特定できる一切の記載（会社名、住所、氏名及びロゴマーク等）を除くこと。
- (3) 各提案書類には、ページの下中央にページ番号を記載すること。
- (4) 補助金の活用を想定している場合は、指定のある様式について、補助金が得られた場合と、得られなかった場合のそれぞれについて作成すること。
- (5) エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行う。

エネルギー種別	換算値	CO ₂ 排出係数
電気	9.97[MJ/kwh]	0.385[kg-CO ₂ /kwh]
ガス	45[MJ/N m ³]	2.29[kg-CO ₂ /m ³]

2 ESCO 事業提案時の提出書類

- (1) 提案書
様式の項目に従い、事業の概要等について記載すること。なお、様式第 8 号の 2 から様式第 8 号の 6 までは、それぞれ 2 枚まで使用することができるものとする。
 - ① 事業総括（様式第 8 号の 1）
提案内容の数値を記載すること。なお、補助金の活用が「あり」と「なし」との提案については、その旨を明記のうえ、別々の用紙に提案内容をまとめること。
 - ② ESCO 事業実績及び提案の基本方針・概要等（様式第 8 号の 2）
ESCO 事業実績、提案の基本方針や長期的な ESCO サービスの提供ができる信頼性等の内容について記載すること。
 - ③ 工事中及び緊急時の対応（様式第 8 号の 3）
工事施工にあたり、仮設計画や施工方法などの概略、安全管理の方法、施設の運営・業務の継続に対する配慮などについて記載すること。また、緊急時対応について、提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応の内容、体制フローなどについて記載すること。
 - ④ 維持管理計画、運転管理計画、計測・検証計画（様式第 8 号の 4）

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

ESCO 設備の維持管理及び運転管理業務に関する計画内容を記載すること。その他、コスト削減やメンテナンスを容易にする工夫などを記載すること。

計測・検証計画については、エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証の概要を記載すること。

⑤ 補助金に関する提案（様式第 8 号の 5）

想定される補助金の種類、補助金の適用条件、過去に当該補助制度や類似の補助制度で採択された実績、補助金獲得の確度を上げるための工夫について記載すること。

⑥ 契約期間終了後の対応、事業の見える化や啓発提案書（様式第 8 号の 6）

契約期間終了時や終了後の対応について提案（ESCO サービス期間終了時点での保守点検、改修対象照明器具の予備品措置等）があれば記載すること。また、ESCO 事業内容や実績の見える化、市民等への啓発、市内事業者の活用に関する提案について記載すること。

⑦ 省エネルギー改修項目等の説明（様式第 8 号の 7）

対象施設ごとに、省エネルギー改修提案項目（その他、老朽設備の改修工事を含む）の内容及びシステム説明、エネルギー削減量等に関する技術的根拠、現状の機器仕様あるいは、市の要求仕様を満足していることや老朽設備の改修工事内容の説明について記載すること。

また、要求仕様、必須改修項目を上回る提案がある場合は記載すること。

(2) 機器リスト、主要機器等の設置計画図（様式第 9 の 1 及び 2）

提案する ESCO 設備等の機器リストと設置計画図を示すこと。設置設計図は、A 4 版とし、書式の仕様は自由とする。

(3) 省エネルギー改修及び費用等

① 省エネルギー改修項目（様式第 10 号の 1）

省エネルギー改修提案項目の数値を記載すること。なお、補助金の活用が「あり」と「なし」との提案については、その旨を明記のうえ、別々の用紙に提案内容をまとめること。

② 削減量算出根拠一覧表（様式第 10 号の 2）

省エネルギー改修提案項目の電気・ガス・水道について、省エネルギー改修前と改修後の使用量及び削減量を示すこと。

③ 初期投資費用内訳（様式第 10 号の 3）

詳細診断費、設計費、工事費、工事管理費、計測機器設置費、その他必要な費用について、内容を明記し、金額を記載すること。なお、補助金の活用が「あり」と「なし」との提案については、その旨を明記のうえ、別々の用紙に提案内容をまとめること。

④ ESCO サービス料内訳（様式第 10 号の 4）

福生市庁舎設備更新型 ESCO 事業委託募集要項（草案）

維持管理費、運転管理費、計測・検証費、その他必要な費用について、内容を明記し、金額（年額）を記載すること。また、維持管理経費及び運転管理費については、その算定根拠を示すこと。

⑤ 補助金提案内訳（様式第 10 号の 5）

想定される補助金の種類と見込み金額、対象となる経費の金額を記載すること。

（4）積算根拠資料

積算根拠を示す資料を作成すること。書式は自由とし、工事別とする。また、内訳は機器別に台数等の数量までわかる資料とすること。

第9 配布資料

1 配布資料の内容

提案要請時に応募者に提供される配布資料（電子データ）は次のとおりとする。

- (1) 竣工図面
建築、電気設備、新エネルギー設備、給排水・衛生設備、空調設備
- (2) 機器リスト
電気設備、新エネルギー設備、給排水・衛生設備、空調設備
- (3) 系統図
電気設備、新エネルギー設備、給排水・衛生設備、空調設備

2 配布要領

上記の資料は、次の要領で配布する。

- (1) 配布方法
提案要請を受けた応募者に、無償で配布する。
- (2) 配布場所
事務局で直接配布又は郵送配布とする。
郵送配布を希望する場合は、事務局へその旨申し出ることとする。
- (3) 配布期間
令和5年7月5日（水）から令和5年7月12日（水）

第 10 その他の事項

1 その他の留意事項

本プロポーザル手続きにおける、応募書類等に関する取扱いは次のとおりとする。

- (1) 応募にかかる一切の費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 採用した提案内容については、必要に応じて公表する。その他の提案内容については、原則として公表しない。
- (3) 応募者は、本プロポーザルにおいて入手した市の情報等を応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏えいしないこと。
- (4) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 天災その他の不可抗力により審査等が実施できない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがある。

2 情報公開及び提供

(1) 基本方針

福生市情報公開条例（平成 13 年 6 月 26 日条例第 30 号）（以下「公開条例」）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、公開条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号により、個人に関する情報、法人その他の団体に関する情報を公にすることで、法人などの事業活動上の正当な利益を害するもの及び本プロポーザルの性質上、プロポーザルの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開とする。

(2) 公開方法

本プロポーザルの募集内容、選定結果について、市公式ホームページにより、適宜、市民に情報提供する。

3 事務局

本 ESCO 事業提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

福生市企画財政部公共施設マネジメント課（市役所第 1 棟 5 階）

- ・担 当：吉澤
- ・住 所：〒197-8501 東京都福生市本町 5 番地
- ・電 話：042-551-1972（直通）
- ・F A X：042-553-4451
- ・メールアドレス：f-shisetsu@city.fussa.lg.jp